

宮城県公報

発 行 県
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部総務課)

ページ

条 例

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第五十三号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の減免)

5 知事は、第二条第一項の表一の項、二の項、五の項、八の項、十三の項、十六の項、十七の項、二十三の項から二十六の項まで、三十四の項、三十五の項、三十八の三の項、三十八の四の項、三十九の七の項から四十の項まで、四十四の項、五十六の項、五十七の項、五十九の項、六十一の項、六十四の項、六十五の項、六十六の三の項、六十六の四の項、六十九の項、七十の項、七十二の項、七十三の項、七十五の項又は七十六の項の上欄に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請等がなされた許可、承認等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。